

自治紛争処理委員による審査の結果（概要）

1. 事案の概要・経緯

市町村が農用地利用計画を作成・変更する場合、都道府県知事に協議し、同意を得なければならないとされている。

我孫子市は、根戸新田の土地を農用地から除外することを内容とする農用地利用計画の変更案を作成し千葉県知事に協議をしたが、千葉県知事は、「生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地である」として不同意とした。

※ 生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地など農用地とすることが適当な土地は、農用地利用計画から外することができない。

我孫子市は、「農用地の災害を防止することを目的とする事業の施行区域の土地であり農用地に該当しない」と主張し、自治紛争処理委員の審査に付したところ、自治紛争処理委員は、同意基準がないことの違法を捉え、千葉県知事に対して「不同意を取り消し、同意基準を設定・公表した上で協議を再開すべき」旨の勧告を行った（平成 22 年 5 月 18 日）。

千葉県知事は、勧告に従い同意基準を設定・公表し、我孫子市と再協議したが、改めて「生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地である」として不同意としたため、我孫子市は、再度自治紛争処理委員の審査に付す申出を行った（平成 23 年 7 月 26 日）。

2. 自治紛争処理委員による審査

○ 主な争点

- ① 国営手賀沼干拓事業は、「生産性向上を目的とする土地改良事業」か「農用地の災害を防止することを目的とする事業」か。
- ② 現状（揚水機場施設の老朽化等）から見て、生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地と扱うべきではないとすべきか。

○ 審査の結果

- ① 国営手賀沼干拓事業は、当時の資料等を踏まえれば「生産性向上を目的とする土地改良事業」であると認められる。
- ② 土地改良法その他関連法規は、受益の現状により事業目的が変更されるという考え方に基づくものではないと考えられる。

根戸新田の土地は、生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地であり、千葉県知事が行った不同意は、違法ではなく、かつ、不当であるとも認められない。